

# 福山大学薬学部同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、福山大学薬友会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を福山大学薬学部内に置き、必要に応じて支部を設置する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、卒業生の社会的活動を支援すると共に、母校との連絡を密にするとともに本学薬学部の発展に力を注ぐことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 本学薬学部卒業生の社会的な活動の支援
- 2 本学同窓会連合会を通じた全学的な諸行事への支援
- 3 本学薬学部の社会的な活動に対する支援
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 構成員

(構成員)

第5条 本会の会員は、次の資格を有する者とする。

福山大学薬学部卒業生および大学院薬学研究科修了生をもって会員とする。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- 会 長(一 名)
- 副会長(二 名)
- 理 事(二 名)
- 監 事(二 名)

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び監事は本会会員の互選により選出する。会長の任期は、満二ケ年とする。再任は妨げないが、三期を限度とする。

(役員の権限)

第8条 役員の仕事は以下に示す。

- 1 会 長 本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長 会長を補佐し会長支障ある時は之を代理する。
- 3 理 事 本会の会務を会長、副会長と共に本会の運営にあたる。

#### 第4章 名誉顧問

(名誉顧問)

第9条 本会に名誉顧問を置き、学部長を推戴する。

第10条 役員の仕事は、満二ケ年とする。再任は妨げないが、三期を限度とする。

#### 第5章 総会

(総会)

第11条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集できる。尚、総会の招集が困難な場合は、会員に対する連絡およびその返信により総会の替わりとすることができる。

(総会の権限)

第12条 次の事項は、定期総会において審議決定する。

- 1 会則および催促の変更
- 2 会務ならびに業務報告
- 3 決算承認予算の決議
- 4 その他本会の運営に必要な事項の決定・承認。

(決定)

総会の議事は出席構成員の過半数をもって決定する。

## 第6章 会計

(会計)

### 第14条

- 1 会員は、永年会費として金壱万円を納入するものとする。
- 2 本会の運営費は会員納付金をもってこれにあてる。
- 3 福山大学同窓会連合会の予算案にしたがって、本会運営費より分担金を支出する。
- 4 本会の会計事務については薬学部事務室に委任する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第7章 補則

(細則等)

第16条 本会の規程にない細則は、会長、副会長、理事が役員会を開催し、この議を経てこれを決定する。

## 附則

- 1 本会則は平成17年4月1日から之を施行する。
- 2 福山大学薬学部同窓会会則(平成7年8月6日制定)は廃止する。